

龍溪正小説

夙

漫録

庫	文	閣	内
二		三四	和
一		三五	書
函		五七	
架	冊	號	類

庫	文	閣	内
二		三四	和
一		三五	書
函		五七	
架	冊	號	類

内閣文庫			
番號	和	34357	
冊數	5 ( 3 )		
函號	211	51	

第一

共五



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



津田八孫妻夫の跡を討事

一 織田信長の御舎弟小織田初十郎信行と申すは尾列の内

岩倉合戦より下り任座之側にて信長に侍り小津田八孫と

申す者上元尾列の土佐の郷士の子也姓名不詳貞永年

於津田に於て相討者又智も違へし学又長曾と有る小織田

と南宮の御舎弟と申す者信長公の御舎弟と申す者織田

初十郎の御舎弟と申す者津田八孫と名乗初十郎及の御

弟の信行と申す者信長公の御舎弟と申す者信長公の御

弟人小信久君七郎と申す者又申す者信長公の御舎弟と申す者

又申す者信長公の御舎弟と申す者武勇人御弟と申す者或場と申す者

初と申す者一乃者之御舎弟と申す者八孫と申す者初と申す者



事と為くは亦おぼしむらばして八海をたすけりし勤  
とありぬ振るといふはあはれなる信長とて仰せ  
たまふやん頼りぬ難子とてこの後日く能具はれぬ  
信長とて家の中より信行君(因)なり信長とて格業と  
正好とて別の方とて元とてより能具能とて此種方古  
信長とてより信行とて名後居(由)能具能とて此種方古  
信長とての由もよひて中より能具能とて此種方古  
信行とて元とて格業とて結ぶるは事一とて能とて  
能具能とて此種方古中列居の時名後居能具能と  
如新内意中來りぬ能とて此種方古右用向  
一人おて此中か中居る者の内もは此種方古七居る

いふおぼしむらばして八海をたすけりし勤  
は度能の用向なり是に信長もよひて能とて此種方古  
の由もよひて格業とて結ぶるは事一とて能とて  
難子信長とての由好は此種方古格業とて能とて  
用おぼしむらばして八海をたすけりし勤  
此の由もよひて格業とて結ぶるは事一とて能とて  
代は天下ともよひて能とて此種方古格業とて能とて  
思はれぬとて此種の中より能とて此種方古格業と  
し居合らるるは事一とて能とて此種方古格業と  
し七居るは事一とて能とて此種方古格業と

流石の七席あるの反ははなれぬ事と云ふ聖人の礼も十の儀  
 を治るの礼樂の二つを必らず存せよと後見易信莫若於樂と  
 と孔子の教訓小教と納事と告終ふも樂の初報終ると云  
 りを是れ雅樂の事とて格樂と云ふも何れもこれ今  
 格樂といふものと世俗の俗事といひすし其殺伐の声  
 ありて中和の氣を以て不れは當時武の意中武人の身  
 氣を以て不れはいつうといふなり——或は現今の中樂に神代神  
 樂のありてまこと字に作られたる申樂と文字のみも書き  
 説も有るに何れも世に禮樂の二つを必らずの要務之を樂格と  
 といへり——ふれははなれぬ方々何れも古聖人の徳を以て力  
 しくも席と云ふ不及中ふれははなれぬ言はれりといふをいへり

やり小形色を和へけ過言ふに非なり——此七席あるの二つの区  
 別も不及赤面してて其を不格の儀も未山及内時代  
 より當中ありて此規式も實儀小教に格有り信長よりと格  
 の事と格樂の爲生の上何れも不て人々のするも不て何  
 とり只と法不る方々何れも人の言ひに格ふ礼樂といふこと  
 て何れも必ず其儀治んや大段も動むる者の言ひ無り方  
 と急度邊塞致し——その言ひは格と云はれ七席なるも  
 其ことと席と云ふて是れ也

一七席なる事——三十日程なりて邊塞此れも不ておは致さるふ  
 人しく後指と云ふ——何れ大才又武勇者をもて人の言ふま  
 はるも或るく——其言はれしもの之を善言の八海はなれぬ

て一云と返答ふ不及おあくと龍がいぬひお勤法士のふ  
有事一向後河の人お中急と法人の法方安と答く潮舟  
して中ととよけお法法と返答ふし七所在の  
龍来池彼年人し中者と龍角八所宅志うけ付  
果りし中中年人の中一海りおかの極お存也と市の養  
と通ひさるの由河やうふふ不及是那お養付と八所及  
と出付おせお城と出腹と返答しておかの非と返答  
の仕形いししとるう答者と答いし中お坊の極の大蛇と  
ものおてさし河ね入直紅うけお城はう彼方龍来極多者  
て御の極おふよりあは付とせ給いて尸の上まで龍舟  
と中とよめてお能くお龍来りししとるの極と又おう

さ方の不覚極おは付果る中、不忠の由りけはは龍舟中  
何方おてもお極と返答しうけ方の極おまうと返答は云  
ふおとさし一龍の極七所在なりと理お付し一極おはし  
龍角おの喘いお中龍見合次中と付果るしけはは法も  
又おあれ八所も用お付し一おお法もさし一龍極  
より返おおとまとおしお人ともお付扱を下の侍おま  
へも並夜お不眠とお付お七所在の踏進龍の極お  
らるるしししお方七所在と付お極とも同じおてお  
おん七所在事伝お云よりのお附人おおかの由おま  
遠近の由おまおともお龍を急多くお龍彼と極お  
お合し七所在なりと又お極おありお八所と付お

と物子の内お世帯のて在任の者もと在任の打傭  
の如き内お何事と中より先角八流と由討られ  
目命連國へ由退つて多如く由討致すの之中一層の武  
骨おれかくわの誰後おても由かくまひ中より八流後  
事一幸事の由親力しとふの由後お君と敵と移り  
去りてやいふお八流後と討て由退す如く由來せと  
中より七流の由中より七流討られに由り見命は由來せ  
後一八流と討て首尾好立退りり亦如しとの中より  
之者年を乞ふ者け格く〜〜〜やいふに七流の由打り  
かつき何れも能く由由由して其場は打色に由  
〜の由初風怒りたり夜九討は八流の由

よりお火〜大火お及ぶ八流も火事お來りて門あふ  
其來の由由格おやう火を路をせよ下路て乃を  
行けよせ下初流門外にお立由の由おても由  
之由退りり何者とも知る由八流後より切す八流も  
其の者おれぬか命あると見へ口お切込の由も有切念  
い由つていふん方におも有せりとお見へ由由  
て見身中の由初後よりけり深く切す由由い  
働り如急良此の由子におも何れ見身にて殺害人  
と去り八流の由來せも由由退の由おれ燈灯かけ  
見下ら主人にけり路り由中火事おて宅も難  
御戸板おと見身りて急路の方へ先死骸としてお入



事一古之七所た是の元より虚病少く熱病の極も是  
合何事ともなく通ふと立退りて是を以て是の  
所をとも致し一は是の如右の醫士と云ふは是の如  
筆一病床へ通し一極病とも見せ療治とも法を  
あし中 醫者ともい通し一中の久病重く伝行する  
形へは七所た是の極病極の極子腹周の極子病  
神小目之ふ中久く川邊に在るは是の極子病  
の極子見ふはとも中しく何れも是の病の病  
お方ら是の極子一中の伝行は是の極子病の病  
有しは是の極子一中の伝行は是の極子病の病  
月程まで又しく町をあたはし一は是の極子病の病

七  
と是より行と役人捕へく候し此味の序は是の極子  
之方かと此大候し一は是の極子病の病  
歳後病候ふ及の極子一は是の極子病の病  
私吉の病候ふ一は是の極子病の病  
有極小中中由り役人申すは是の極子病の病  
子又ハ八所を討ち候し一は是の極子病の病  
古候候ふ一は是の極子病の病  
候りハ八所を討ち候し一は是の極子病の病  
これハ八所を討ち候し一は是の極子病の病  
の病候ふ一は是の極子病の病  
人ハ合候候し一は是の極子病の病



八  
此方七所在馬及屋敷へ集り池田軍人及と申す方一集り付  
毎夜八風山よりついでこの御寺に往りて自らおぼせり  
先づともて馬の尻尾を切らばと云ふ言ひに就ては其部  
斗と申す御寺より下りて馬の尻尾を切らばと申す御寺に  
りとも御寺に往りて自らおぼせりて華人及へ紙を一合  
知りて紙を御寺の御後御寺に付御寺の御寺に御寺に  
別方へ言ひて御寺の御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に  
是れと申す御寺の御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に  
御寺の御寺に御寺の御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に  
の御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に  
の御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に

八  
此方七所在馬及屋敷へ集り池田軍人及と申す方一集り付  
毎夜八風山よりついでこの御寺に往りて自らおぼせり  
先づともて馬の尻尾を切らばと云ふ言ひに就ては其部  
斗と申す御寺より下りて馬の尻尾を切らばと申す御寺に  
りとも御寺に往りて自らおぼせりて華人及へ紙を一合  
知りて紙を御寺の御後御寺に付御寺の御寺に御寺に  
別方へ言ひて御寺の御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に  
是れと申す御寺の御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に  
御寺の御寺に御寺の御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に  
の御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に  
の御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に御寺に



与らるる如くして一切の事おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 内務省にておのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 こと政治の事おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 事おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 一信の事おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 生息因念者おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 られおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 政治の事おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 年別おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり

追記  
 八條後

御おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 諸礼もおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 の女おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 一人おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 ことおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 とおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 八條もおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 おのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり  
 事八條もおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのりおのり

向立と能女工とお意の致し一海小何事とも志のしく  
 海目といやめぬよのふていふ事ある人改世修身の  
 へいといふはれは人とも日那のやめぬと水語と  
 贈礼の重ハ女よりいふとやめぬと水語と  
 とまゝの嘉儀流れてけしと進ら贈礼致さるる一或の世に  
 奥方よりいふはれは人とも日那のやめぬと水語と  
 一右の海八海事暗討ふあひと切人と石の如く  
 七前なる計りて立進の中より水語と  
 奥方へ致し私存書と水語の如く水語と  
 奥方へ致し私存書と水語の如く水語と  
 奥方へ致し私存書と水語の如く水語と  
 奥方へ致し私存書と水語の如く水語と

是討今いふ事と致し一海小何事とも志のしく  
 海目といやめぬよのふていふ事ある人改世修身の  
 へいといふはれは人とも日那のやめぬと水語と  
 贈礼の重ハ女よりいふとやめぬと水語と  
 とまゝの嘉儀流れてけしと進ら贈礼致さるる一或の世に  
 奥方よりいふはれは人とも日那のやめぬと水語と  
 一右の海八海事暗討ふあひと切人と石の如く  
 七前なる計りて立進の中より水語と  
 奥方へ致し私存書と水語の如く水語と  
 奥方へ致し私存書と水語の如く水語と  
 奥方へ致し私存書と水語の如く水語と  
 奥方へ致し私存書と水語の如く水語と

能と討りしをて此書とわらふ能く之の事を知りて死  
すべしとて女を以て此書の能く通じり討つておろしき又  
女意の事の内類ありしか余儀あり女意方と信し若  
くは信し不信しおとろしきとありし女意の事と  
ち取子之誤りてそのおの自滅せしめられし不便の事之類  
順きしとありし如く叔能討つたかたつて刀脇指も  
へんと女の事を知りて目まてしお伊と懐疑せしりお  
の命と信しし是れとて居て七前左書とてしんを  
見たりお命と信ししおお伊の叔能討つたかたつて命も  
扱又一人を命と信しし事とてしんを討つたかたつて  
命も八目まで討つ能くお伊の叔能討つたかたつて  
物方のお者とて其の能く

お伊の命と信しし事とてしんを討つたかたつて  
そのお伊の事とてしんを討つたかたつて  
下りお伊の事とてしんを討つたかたつて  
そのお伊の事とてしんを討つたかたつて  
お伊の事とてしんを討つたかたつて  
お伊の事とてしんを討つたかたつて  
お伊の事とてしんを討つたかたつて  
お伊の事とてしんを討つたかたつて  
お伊の事とてしんを討つたかたつて  
お伊の事とてしんを討つたかたつて  
お伊の事とてしんを討つたかたつて  
お伊の事とてしんを討つたかたつて  
お伊の事とてしんを討つたかたつて

の女と見付しし者の振舞い女は何もの嫁かや否かと  
 通智の者といふおれは此元事系知事の方よりいふに  
 者おれ下も西縁是方より成るおれ下も中縁無事知  
 いふ事とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事  
 おれ下もいふ事とていふ事とていふ事とていふ事  
 内縁形もいふ事とていふ事とていふ事とていふ事  
 外縁形もいふ事とていふ事とていふ事とていふ事  
 此面もいふ事とていふ事とていふ事とていふ事

及之の奥方へよりいふ事とていふ事とていふ事  
 去三月乃之君あり者若崎村とあり身成之申は此  
 七島左衛門と名と有れり左の跡女に方へりは跡村  
 中より終不見ありの跡女と見付し友におれ候なり跡見  
 法度と難なり身奥方より幸成御座り候は此跡女といは  
 此方信とありていふ事とていふ事とていふ事とていふ事  
 七島乃之君あり者若崎村とあり身成之申は此  
 中より終不見ありの跡女と見付し友におれ候なり跡見  
 法度と難なり身奥方より幸成御座り候は此跡女といは  
 此方信とありていふ事とていふ事とていふ事とていふ事  
 七島乃之君あり者若崎村とあり身成之申は此  
 中より終不見ありの跡女と見付し友におれ候なり跡見  
 法度と難なり身奥方より幸成御座り候は此跡女といは  
 此方信とありていふ事とていふ事とていふ事とていふ事  
 七島乃之君あり者若崎村とあり身成之申は此  
 中より終不見ありの跡女と見付し友におれ候なり跡見  
 法度と難なり身奥方より幸成御座り候は此跡女といは  
 此方信とありていふ事とていふ事とていふ事とていふ事  
 七島乃之君あり者若崎村とあり身成之申は此  
 中より終不見ありの跡女と見付し友におれ候なり跡見  
 法度と難なり身奥方より幸成御座り候は此跡女といは  
 此方信とありていふ事とていふ事とていふ事とていふ事



欠らぬに打ちおぼせし一夜の事。いさうくともと右を日の橋  
村におい何となくしちよものま場の遠近の猪女のまぢの  
世奥方の静より人へ改流乞と城中の屋形へゆりや  
ゆりあやの静をさびし。お腹を改りさくしちあそびにせ夜  
かへお方のおう長おれぬ。列婦の志後世の鑑おと奴  
おの寄く各おとたし。これにて酒宴の夜もすぢやう  
てかへ休らぬ。おの例に居りさうしてさうき人藤入静  
て後奥方のおの静にたし。さうきとさうき入おおのおまも  
あそこのりともおの武士の女房はほこのりお静にて  
静とお育りおおし。てさうきへさうき送し。せよとの  
ゆり猪女あり。静の事おぬ。さうお静に討ちおせは静の

おの静事おく。いぬおはは静も。つらけ。お風おく。お静も  
けり。さうきお静。さうきとさうき。さうきとさうき。さうきとさうき。  
て静おく。さうき。お静お。お静。お静。お静。お静。  
お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。  
お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。  
お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。  
お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。  
お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。  
お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。  
お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。  
お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。お静。







との由使へ 本康云の由返言に一返り由を不存に併依る  
 云蕃程の仁女一人付了りて其の者と彩の振敷紙に  
 波り交り乞に望人のみけはめて併にねん尻品の者予  
 らく由縁をの由の者なれに令返事んと併りて中との由  
 何れ致せ女もくもと立返り申へ来りて一存を返とも  
 了り振ふかりに望紙の給連りてん故紙のふりりせ申  
 檢札にも由之方より書ふに札の中ハ併に書あり(望紙  
 在紙別行ありものくと書きたるはせ申に併一ハ書書書い  
 者と紙ありやるとや在紙ありハ書書書公すて望紙の  
 紙ハ由之ふあり申一ハ紙別行江ハ書書書望紙二何者と  
 中ハ書望紙の中事ハ由之と在紙ありと由返言乞書

依長云由ありは紙書より由返云の由書ありハ一ハ由三書振  
 由屬申振と由離縁と何り由紙ありと申一の由由は定書  
 女は振ふと申一由一人の事あり由之の由あり及ハ由  
 由の大事と乞は振返一乞之の由厚恩ハ由那と乞一  
 由の書書を返一乞之由衣腹を改めやると乞由程安部  
 由の事と乞やらんの内と乞一併一由の由書あり  
 由縁の由書の由書と乞一併一由の由書あり  
 由りりり 本康云とも由書不達一併一由の由書あり  
 由縁の由書と乞書ありと乞一併一由の由書あり  
 由縁の由書と乞書ありと乞一併一由の由書あり  
 由縁の由書と乞書ありと乞一併一由の由書あり  
 由縁の由書と乞書ありと乞一併一由の由書あり  
 由縁の由書と乞書ありと乞一併一由の由書あり

伝行へも仕行は務女と見知りし奥家は是れと見知りし人檢使の  
との言も自ら自善に致したるも先達ら由人檢使つりては  
ふり返願に檢つたりするなり首と計り來りては仕行は檢使  
と違尾列と立し加へ來り右脇女と見知りし伝行の奥家は  
と取り立合見たりと給も言をなす檢使右の脇女は首と  
討ち入りては申すなりと其の傳書の仰りそと申すなりと申すなり  
又これい方より首と打いては言ふも是れは傳書は是れ  
されしに檢使は是れと申すなりと申すなり一人の女と計り  
死して聞くそと申すなりと申すなりと申すなりと申すなり  
先の言も申すなりと申すなりと申すなりと申すなりと申すなり  
と申すなりと申すなりと申すなりと申すなりと申すなり

此際りは仕行は数人云葉と申す旅宿へ有りし中の人見知り  
はこれに仕行の支度仕行は言はれし大樹寺へ送らるる  
美譽礼と傳し給ふも大樹寺仕行は仕行大樹寺へ  
今仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに  
途申すも那候と救ひ言の候と申すに申すに申すに申すに申すに  
と申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに申すに  
仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに  
仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに  
仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに  
仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに  
仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに仕行は言ふに

おらば仁徳の事りと自必他玉一統小も威の事  
傾軋の強烈故天より之福と有り事一乞の一人親是  
く仰りぬ之より一時小命と陣との事と名小事  
志を仰りぬ事 難事也

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

赤松右衛門尉

一羽柴筑前守秀吉天正五年申小辰く武切小備て此迄迄

播列別而山城を改定三宗列不  
尾之三郎一族之播列娘婿の城を

の附秀吉云縄法して江別安去の城の事と形中して此迄迄

は城類鏡して今の城ハ  
池田物入を建ちたり信長云辰く秀吉と此迄迄の三宗赤松右衛

依別秀えいべつしゆ一族ハ信長云おりて曰秀吉軍切多しと云

その根大志を君也存その男也物事とは信長云此迄迄

よめして此迄迄の事と云此迄迄の事と云此迄迄の事と云

くして此迄迄の事と云此迄迄の事と云此迄迄の事と云

和漢をよめし多くい此迄迄の事と云此迄迄の事と云

別年定めの事此迄迄の事と云此迄迄の事と云此迄迄の事と云

相分と海へはさる

より母の二亦赤松と代たす〜相業を山の太木と如く  
秀吉公所産す

悦や二本の〜入るも乃自

と教の由様扱之は事小なりと二本の〜今日と日本  
ゆゑ入るの巾と〜と多を諍とる〜帝と〜も伝書と由取

川外

秀吉公天下由一統の後右の孫子帝及及は如くは別秀  
と由諍〜は如く 家康公の作と秀吉公の二且由はく  
〜と由光るれ〜も別秀先見の眼より而を之由一統の後  
結句と由述と〜は伝書堂統の由初有〜は別秀と如を感公

て却ら空の志長と〜如〜長下傍とよと外の子

と由小〜諍小〜もはけは〜は山傳公の三意味方公  
〜と由由那〜と由の心持と事〜と密小由意を

〜と〜

別秀男子二人一人為死女一人と次男何某は海人少と弟如

小忠ひは指之と比諱津退治は由軍立之関と由の大兵軍

後由先とて由京教の由後と由信守之西由大由何後由軍後

史く小由信守は信守大相与 廿一乃 秋月長 廿二且内段

と由列之大和由夜由〜は如く〜よりお初れ〜との由と

大奉小〜と由働十分と由新業と由又六人と由道と

は方と由一由扇と由〜又負〜と由弟のよの働と由

今扱の時と免角彩糸の者扱の事一ツ物とて味味を  
 浪人と扱の中ふ右別秀の次男武麿の男へ一ツはれ  
 と扱別父の名ふ如くも赤松を系とす大和守隆誓  
 の子と丹後守言石 赤松と名扱の事い出たはと  
 出成效お成よの如く一ツこのよりたるものもあま  
 父の名を系とせは事一とあふれお市の名と出成と扱  
 江戸は是見之大和守曰一廻りい出たは如くも人々名と  
 実名とりて先づ智の事一とすもの何事何事とすて  
 明日も叙爵をれ何事とす一とす父を系依武田  
 く人のあつら名之と名苗字と名ふれは是れ也と書  
 名をく人も恐れ申一と書父の名と一とす一と働けに入

をげとも清く身心右と扱とて取川お一藤或百名  
 新糸の中一と曾士の子と書名はふ言は  
 一伊後丹後守共係の中は也と扱はふ多くと書長末大  
 お浦政守と扱の趣之丹後守及弟といれ中家大和守  
 方へ赤松を系と申一と書扱は是は先赤松を系別秀  
 次男とては天下より出は直お如くとの様と扱はふと  
 存ふ所ふ名ともた書と身中いふと一是見とも加へ  
 けと大和守事一水急石扱の者何と申一尉一鷹用  
 小五事と書とも申は及兄も唐意何れお如と書と  
 身中いふと申は月おいとより大和守水急石といつ大和  
 四郎と丹後守へと書下は扱は扱及治ふと申一と

大和少輔(素)小波申(長)末(と)丹波守(り)の御姫(小)守  
王(丹)後(守)と(和)之(波)夜(而)存(之)け(た)る(事)と(大)和(守)方(抱)  
之(和)之(不)秀(吉)言(へ)大(和)守(申)し(小)波(い)し(り)の(御)姫(小)秀  
ハ(和)波(守)之(御)姫(小)波(り)と(子)と(と)之(和)波(守)小(波)方(和)守(部)  
之(中)波(守)之(御)姫(小)波(り)と(長)末(守)り(と)之(和)大(和)守(入)  
中(波)ら(り)之(和)大(和)守(守)之(和)振(し)我(出)の(時)之(和)吉(武)  
士(と)抱(陣)申(小)波(り)之(御)姫(小)波(り)之(事)之(和)申(さ)の(可)之(和)之(和)  
一(之)事(は)若(女)之(和)之(和)之(和)言(せ)り(和)小(元)末(大)和(守)丹(後)守  
と(和)合(大)和(守)と(和)之(和)一(之)和(と)丹(後)守(和)振(之)夜(之)和(之)和(之)  
又(丹)後(守)之(和)申(大)和(守)へ(和)入(大)才(小)波(り)と(和)方(守)之(和)和(和)  
之(和)申(さ)て(之)御(御)姫(小)波(り)之(和)進(と)雜(之)言(り)一(之)依(大)和(守)

少(補)之(秀)吉(言)へ(は)夜(大)和(守)之(和)夜(之)振(子)之(和)之(不)示(身)之(不)  
不(教)之(和)之(事)一(之)又(之)和(和)之(和)大(和)守(小)波(り)と(之)和(和)恨(之)  
之(和)申(り)を(之)振(之)和(一)之(和)申(さ)る(之)秀(吉)言(之)和(和)之(和)之(和)  
之(和)和(怒)り(活)存(之)た(和)之(和)之(和)夜(へ)和(夜)一(之)へ(と)申(波)之(和)  
御(女)及(つ)大(和)守(之)和(和)津(一)之(和)之(和)之(和)言(之)大(和)守(と)宅(之)申(り)  
て(大)和(守)之(和)之(和)言(之)不(和)之(和)言(と)不(和)之(和)事(之)之(和)之(和)申(り)中(小)波(大)和  
守(と)申(持)持(懐)一(之)内(存)持(之)外(不)無(申)て(御)姫(小)波(り)之(和)言(之)  
之(和)存(持)持(之)時(之)御(和)及(之)和(和)之(和)之(和)之(和)之(和)存(之)和(之)言(之)之(和)  
之(和)之(和)之(和)之(和)御(和)之(和)之(和)言(之)一(之)之(和)之(和)振(子)之(和)言(之)  
ハ(和)之(和)申(さ)る(之)和(和)申(さ)る(之)和(和)之(和)申(さ)る(之)和(和)及(之)之(和)之(和)之(和)  
之(和)之(和)方(事)大(和)守(小)波(方)へ(相)波(之)和(之)之(和)恨(之)と(之)之(和)



の接取之を系中に入れ美天命の志うしむる所之を  
人ともて恨らぬ所を在るは是の事志部をうしむる所  
長米大御方へ因入口におありては我長米徳にせし  
公中へ秀吉を實仁大友の忠をたしむるは是の事  
久く忠信休有て刑におありては在る忠信の忠を  
沈迫の門へおありて首を削りては是の事  
丹後守事 邪智の忠を人ぞは是の事 謀反の事  
をうしむるは是の事 人ぞは是の事 謀反の事  
との忠信をうしむるは是の事 謀反の事  
の忠信をうしむるは是の事 謀反の事  
おありては是の事 謀反の事 謀反の事  
おありては是の事 謀反の事 謀反の事

以ハ之を在るは是の事 謀反の事 謀反の事  
其里の内より舞臺と云ふ事 謀反の事  
母親子三人信仁 侍りぬ大和守及方へ身をお  
居ありしは是の事 謀反の事 謀反の事  
刑におありては是の事 謀反の事 謀反の事  
たしむるは是の事 謀反の事 謀反の事  
赤松たき及死刑におありては是の事 謀反の事  
より支度しては是の事 謀反の事 謀反の事  
て何の事もおありては是の事 謀反の事 謀反の事  
在るは是の事 謀反の事 謀反の事  
行はるるは是の事 謀反の事 謀反の事



新んとすの時存者誰を〜と申す何事やらん為  
れ〜私赤松なき係別秀の次男結と為〜と申す青良彦  
の私係伊東大和守後〜言はれぬ其後徳代の家来と為り  
け度利列〜言はれぬ其後天下の事あり〜と  
申す其後その事ありて當時士女を乞ふ事多し  
私赤松次男と申すは其後戦場ありて其後の働も  
汝〜と申す私何方おとす〜と申す汝身にお目と  
武蔵公と違〜と申すいつ何時別秀の次男と云はれ  
て其後〜と申す〜と申す〜と申す〜と申す〜と申す  
汝〜と申す汝不在の故に存〜と申す私病氣も播れ  
る事あり

郡斗の〜や苗字と云ふ〜と申す〜と申す  
各系相續も汝〜と申す〜と申す〜と申す  
の事小及公年竟と云ふ〜と申す〜と申す  
此類も刑小と云ふ〜と申す〜と申す  
存命後見小〜と申す〜と申す  
自身名系お〜と申す私と刑小と云ふ〜と申す  
〜と申す〜と申す〜と申す〜と申す  
〜と申す〜と申す〜と申す〜と申す  
〜と申す〜と申す〜と申す〜と申す  
〜と申す〜と申す〜と申す〜と申す  
〜と申す〜と申す〜と申す〜と申す  
〜と申す〜と申す〜と申す〜と申す  
〜と申す〜と申す〜と申す〜と申す

例に於て事ありて今人の刑起引とて每人とも一人と  
ありて率内へ又川入らるるに逃者有るは之の條に集  
飲といふ漢世源の見知りしるるもまゝ一源は目録あり  
一人となす事と極刑の死刑に於ての事と源に於て知り  
知りしるるに逃者之類無き事と改し士の極刑に於て  
長志とありて下の政府之志のなき事とありて名優存  
存せしるるに逃者の條に事とせしるる父の苗字とも後世  
名優極刑の改しに事とも事とも改しして何事とも  
義士忠臣の事とも事とも刑罰に於ての條に生殘りあり  
方小流得改しるる事一可然して改しるる名案ありしるる  
切腹に於て改しるる評候して改しるるありしるる事とも  
事とも改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも

極して大義を以て切腹せしるる事とも改しるる事とも  
事とも改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも  
方へとも改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも  
又ハ事とも改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも  
腹相果んと改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも  
これらハ事とも改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも  
家父の忠義の志と改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも  
の條に於て改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも  
知らざるも改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも  
と大死と改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも  
事とも改しるる事とも改しるる事とも改しるる事とも

有るに女子の身中へよああ中へ水原の身の中へ是て  
水原とて代り沖前の水原とて考書重いと云中  
へてと云あへ

〇此書一第書重中へは友私す志と云命小代り命三  
〇此書一仕貞新く述へる如くは將新小水成誓り  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
て了第仕天原中系と云云と云く不忠成小私水原  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小

〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小  
〇此書一水原の水首字未代小水血血と云水重中へ友小

上  
月日

水原水原





谷屋茂七と申者元来江別の者にて谷高賣と改して近

身之徳不成大身祿の令物之は者の婦と長来大徳妻と改

男子ともお生七前と申者長八郎と申者  
小前と申者長石と申者右の状にて大徳方へ因り氣

以りお入してお物語と改してお史お史誤り右長氣乳

母長氣の母の史とて元赤松の系徳則秀の武士之極

とて徳人として八洲の里お住居して死する娘一人を生

も穢るは宮城も徳達てようりるを右の谷屋茂七と改し

事お見及人として右の娘お抱えお改してお史お史

の浪人極代とも改してお史お史とてお史お史と改し

中野の娘を曰茂七事才と属まはれたる御目も石知者お史

士の娘の妻お史と改しお史お史と改してお史お史と改し

抱へんとの事いりお史と改しお史お史と改してお史お史と改し

事お史お史と改しお史お史と改してお史お史と改してお史お史と改し

てお史お史と改しお史お史と改してお史お史と改してお史お史と改し

何れお史お史と改しお史お史と改してお史お史と改してお史お史と改し

てお史お史と改しお史お史と改してお史お史と改してお史お史と改し

居りお史お史と改しお史お史と改してお史お史と改してお史お史と改し

女ともお史お史と改しお史お史と改してお史お史と改してお史お史と改し

接お史お史と改しお史お史と改してお史お史と改してお史お史と改し

お史お史と改しお史お史と改してお史お史と改してお史お史と改し

極くのお史お史と改しお史お史と改してお史お史と改してお史お史と改し

後お史お史と改しお史お史と改してお史お史と改してお史お史と改し



者あり一命を食ふして死せしむるもあはれむと汝も亦  
海に七腹と云ふ大船方へ乗りて去るは只今馬門より有る  
少くも吾にけりおの巧事汝はとお見せしは八右馬門と  
出捕最度出捕四つ物ならぬ氣及の身分を給ふ事の内  
不知りしとて笑くやあつるふり大船お捕方より捕  
の者ときき八右馬門と云くは捕方より去る相毒の  
中といへどもお神子有神おなりし事と久しゆなり  
汝捕四つ物に八右馬門事と云ふより中より一命を奪ふ  
能り最度出捕四つ物なりぬゆへに生死不定不  
見公船最度出捕方より去る上追らぬ事と云くは  
仲より最七方へお渡せ最七右連宿へゆく醫者といはる

世を渡りしもあはれむ七日より死せしむる八右馬門事  
の方の中を死せしむるお渡りし事と云くは神子有神  
親類へ入る事と云くは出捕最度の又ハ捕方妻出料の大船に  
勤度指長といふ事のお渡りし事と云くは出捕最度の  
お渡りし事と云くは出捕最度の事と云くは出捕最度の  
最七方より死せしむる事と云くは出捕最度の事と云くは  
及後家の方への話も有る公船及不許の換物と云くは  
しは存病亂と云ふ事と云くは出捕最度の事と云くは  
海に深しぬへてお渡りし事と云くは出捕最度の事と云くは  
捕方妻出料の百姓と云くは出捕最度の事と云くは  
公船及不許の換物と云くは出捕最度の事と云くは





相渡を名爰彼是非義の事之を 家康君へお後し  
了致おれを事し事へをて仕立お致し不便せ致し  
評成一変石致ゆ小山田系也追討て方しゆの元治治も  
小信系知徳川家水も事おし今お致しお致し事  
お致していり夫の初お成お致し方おてお見合し  
お八右衛門女房しん一歳七事 才お語お達しし  
立退りしけし女おしし 伊是へ立致又の款付り運  
天おてはてしゆの事おし月お人運しゆの道新  
お田村しゆおお身おの者之人を事しゆ方おけ  
ありんておしを伺ひし  
一歳七事 お氏お見方おくまい 事しゆ一様お取  
お

おの亦用らと致しゆゆおれし申く容易おし  
ら御見合しゆ月お田村しゆ 寺しゆおお  
大師の御の親意之靈現しゆたそ人信治しゆ  
ハ古事しゆ妻お及ひし七目系致しゆ七目満り  
お母亡父の仇を報んとするの志也今日しゆ  
幾ッ比の女人來しし け者道しゆ妻と亡しお  
お乳母お難しし け者道しゆ妻と亡しお  
味とりしし け者道しゆ妻と亡しお  
け者道しゆ妻と亡しお 必繁  
事おれしゆたおの靈愛を事しゆ  
就のしゆお乳味おる感行おめし 宿おゆりし

の朝来ぬ小親を堂ふ糸で結とて休む居りし不  
手以早斗の武士僕一人は通て是も親言へ糸指し  
結礼終り例と見え六女一人指あり存あ武人中の女性  
は是を方より糸指し一なる、何方の者と云ぬ女の曰は府  
元の吉田村小指とよのりて此を在る元糸指通上のとの  
親居の事とてとるくけはふ下り扱け親言へ初物と  
うけ中の石と依の靈を愛を夢り今初より愛ふ初て居  
中の由りス武人の曰は糸指後十糸といふ海人の苗圃  
中田を小住居を通ひ妻おたはて産後不乳去て乳母  
と云りおけ親言の愛想の告りて今糸指は是方乳  
母のともを者ゆへにあま中と四女の曰は石と依の事と

此を私事一保す形とてけ寺ふ糸より取り初物と依  
る思候小乳味もかり今、武士の室知れ来り結分方  
文はと波し一身を世をまことの靈現とて妻を治り乳  
初事と申し十糸を在親言の此分合と親お非はを依  
日々にて糸とゆへ一といふ女の曰は那を糸と  
想の昔といひ遠背とて一事お非ははとては宿え不  
悔り志久人の者おと中世世を言りしと明もあも此  
の人を下とてとて双方へ立られ女は宿と悔り主の方へも  
糸細と申し人へ石思候の女いと云ふ一あり昨日の是は十糸  
方より通の人来り定てり信状をよの事と好おねより  
あひ十糸方へ糸お思と申は六月也

けしき糸房祖文ハ世小云後夜祐宗之祐宗室所及沖  
前迎く勤ら女那の中想よ進ひ宰獄小入る事  
小桃の種を以山王丹一社懐と二十三处小力めて彫解  
よ見事なる細工丸番の者上へ一々細工の妙とけり  
とのありとそ知るとも中一えより其事も  
明らうと云こし其後く是勤仕妙なれ公方家  
此義政の時代と云出たり調をまはしとの細工後小  
番丸明神の社小納とら小今も也否と不知む十氣  
事ハ祐宗次男の末と云

一存の復夜十糸京越志とよの者中て云家ノ古実有殿の  
事 妾安ん(居る居無以不負事)想よ仕身方の指角  
事と事来不習せ命とも改し一陳屋元糸房並との後小七糸  
事へ五指仕友とて為致との事之茂七事方なく石見物小  
事初ら初十糸事とも度く茂七糸お合と茂七事一糸は  
色小徑一丸堂と方の事と少すつり指はとら元糸茶  
事、町人の事なれハ実意ハ不知有職の事なと行交文  
小中初十糸糸中消き事多し丸底意いとくと世は丸  
斗よ互水打さぬ

一存の女六ヶ月と云はハ乳細く如右布小又乳母と云概  
如右存の女実神成生身初十糸糸亂入或時小中根と分  
事正仕男ともなれとも志と見ふ糸篤実初者之初身妻  
也と名れハ妻女と名れハ妻おと云一アヤと子女の白



是迄私へ不氣中を以て此後申して生々見  
する十々忠能くしてこそ懐中へ不氣代官入札と見え合  
はせよ

一或時十々忠石見へ申振はけは打續天の氣も能く  
夜更に不氣を細構へ不氣代官申出たては不氣代官  
私のも不氣の小包へ申出たては不氣代官今申へ忠  
申出たては不氣の麦飯をとりて石見更へ一版に  
明後日て糸と日と振ぬ十々忠代官申七へ申振は  
弟屋へ申出たては不氣代官申七へ申振は  
の申出たては不氣代官申七へ申振は  
申出たては不氣代官申七へ申振は

いふ事申すはあつり八時ふ十々忠方へ申出たては  
矢くと此迄の敷く道方の者なりと申知し酒意致  
刻ふ及ふ火と焼し一は申出たては十々忠代官申七へ  
より申出たては不氣代官申七へ申振は  
ありしは不氣代官申七へ申振は  
酒意致し一は申出たては十々忠代官申七へ  
くしき方おとを申出たては不氣代官申七へ  
水のせりしは申出たては不氣代官申七へ  
御え申すは女とお申出たては不氣代官申七へ  
て十々忠女房かいねのトはわす指振打示八々忠の歌  
見たりつと眉男ふ切なり申七々忠元々町へおれは振打





ハハ子速十々来小討——中分もかく何ん致せ茂七と討  
 世に中分小方一分と立かつては神の交へ極古氏殺出  
 多とハ茂七と居之は然るくと幼無者へ——とて一  
 亦取束とて乃箱へ追入せり——と取束は其手  
 配り中分は押す振る致しては居るも如地之陸居へは  
 て不真の神めて畑走へ十々来へ布を送り所か不取  
 事取入りて礼射のハ取束と呼ぶ茂七死體と行身  
 火のえ束入るへとて一夜ハ押法取束とて如房と  
 かいく交代方へ追入るも及事へ何れ休むとて後  
 ——取束は傷の如く腹取入一處不取合御へ  
 一石見方よりそ夜子速松田尾張方へ茂七殺害小々取

中々尾張と口設中へ中分は身取方より文へ追  
 入りからり中分はれも唇取入り小田取へも程をく  
 河らへ追——とちへ追——と居るも一茂七自死の殺害  
 と居る石見とけ取と親とを連取束と茂七と居る  
 怒と鼻小り法士へも取れりかの男取追小々取者も  
 又小志多以右の十々来妻とて——とても無益の事と居  
 中分程新へ系取者取何方へ追中分小知し中分  
 中分取十々来妻は夜追——小々取追二日程有る者  
 系取の南江の浦小十々来取執介と致るも中分程系取  
 系取取——と居るもけ者の方へ系取は甲斐と致るも  
 系取と中分取是より石見浦系の方へも程をくは居







者と遅く八巻と教ヶ所と貞を復久世之百所如麻  
友人大沢堂云所在也一は夜中糸初八寸迄友人運  
取ハミぬ交の二市と海リハ群の形おさう一く灯ちん  
と見立たりのりの船何者とも不知女一人と二人と川  
に走越る声とくけ何者ともとあぬゆると追言を不  
引と一人とあつり一二人のもの女と担所運奴先一人  
川の下の緒とひつり上板子と束とさか一ハミぬか皆  
下爲堂友人申る五人の女とを捕の者のあふ付至一人の  
とハミぬ所在の方へを一石此ハミぬ宅へ夜盗人のあ  
由如焼りてくさるを二市所友近ハ知れぬとめら担言  
取立と  
取ハミぬ宅へ一ハミぬ糸あふぬ小供が中板ハミぬ  
取田の中

小舟ハ福村へ葉と塔のくくま<sup>葉と塔のくくま</sup>灯火と階にて焼く  
たりの火事 一は<sup>はこまをひらき</sup>くを方さうと人し  
お波一一人の女と小供を運ぶ所  
とあふ付至一人の女とを捕の者のあふ付至一人の  
とハミぬ所在の方へを一石此ハミぬ宅へ夜盗人のあ  
由如焼りてくさるを二市所友近ハ知れぬとめら担言  
取立と  
取ハミぬ宅へ一ハミぬ糸あふぬ小供が中板ハミぬ  
取田の中  
お波一一人の女と小供を運ぶ所  
とあふ付至一人の女とを捕の者のあふ付至一人の  
とハミぬ所在の方へを一石此ハミぬ宅へ夜盗人のあ  
由如焼りてくさるを二市所友近ハ知れぬとめら担言  
取立と  
取ハミぬ宅へ一ハミぬ糸あふぬ小供が中板ハミぬ  
取田の中  
お波一一人の女と小供を運ぶ所  
とあふ付至一人の女とを捕の者のあふ付至一人の  
とハミぬ所在の方へを一石此ハミぬ宅へ夜盗人のあ  
由如焼りてくさるを二市所友近ハ知れぬとめら担言  
取立と  
取ハミぬ宅へ一ハミぬ糸あふぬ小供が中板ハミぬ  
取田の中

内史人ハ上方より系比者之所リハ二列光ハ其れ者古ノ宿の  
ハハハ速右ノ函 家康公ハ中上ノ道ハ出役人檢使トシテ  
ハ云ホ子底事生ハ修平ハ十ニ兼事一風来寺トリ惣旨  
御リ途中ホテ河ノ林ノ目ホ子員一人生死不定ホクハ体ニ  
病何事ハハ使ト振子ト云ルハ夜前ハ兼方ハ夜討ホ公若  
ノ内ノ深子有案ハ石叶ハ例建体病トリ十ニ兼事ハ夜  
ヤ首討病ト一悪子討ホ為ホホクハ兼ホト一難使トハ  
云ヒ非事ハセホク能ホケトテ乞ト物ホリハ十ニ兼  
妻トハ底ホク肩ホホホト左様ノ事ホクハホク一乞  
又松平傳次前方ハ赤川ハ兼事生ハ修平十ニ兼事  
病病後ト一 女人トトリ傳次前大切ホ女抱ト一

一 一捕の者其後ハ由詮候ニ成ルハハ在来大勢ホ其れ此ノ具ホ  
白状中ニ列光ハ其れ者其進ハホ由詮候ハ其れ其れ其れ其れ  
女人獄ト其れ余ハ平 鼻ト云ホ進候ト其れ其れ其れ其れ  
親討ホ其れ斗ト其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ  
白後ケ振ハ筋ハ他ホトト其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ  
兵市ハ金銀ハ一倍ト其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ  
一 是よりして徳川家ハ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ  
其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ

一 上方より系比者ハ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ  
上方ハ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ  
夜討ホ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ  
其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ  
其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ其れ

者事り醫者ともども見せし中凡彼るより所在松子取生  
経死りのそ彼役人中中少くハ半約中より檢使多り高直  
切目事り而して其状を何物類も不書致し一役人係状致し  
一齊相見し中不書本大藏部事より切目や一役七後多の方  
への書状も是ハ各別とて役人申封と切目見申しハ申す兼  
七前方よりのおしと大藏部方より甲賀の忠の者と其之列を  
の後者十を兼并今の妻女元八州村人高け者と夜討小致しハ  
手腹中何れ進身一役七及款ハ首尾好て討男也ハ安言此より  
多秘にけし中一とも小井伊ハ多秘致し相系申す又半約  
中へは申すも不速秀吉云云申す少少也一秀吉云云申す起り  
法く大藏部補不書玉極とて交り不書其言大藏部事

淺池彈正(由次)が屋敷ハ福徳江馬の由次水島の城増田右衛門尉  
へ由次ハ大藏部兼不殘城部へおし一城中の武蔵とて不殘  
封と付城門より増田部事勤番江石北ハ兼付死次兼大藏  
部切腹事とて其後身は男井伊ハ多秘とて一務自領事致  
出つ仕由通言ハ程又進らて其後越ハ先々在東事右之由中  
分々の事ハ不使不速兼部知立ハて一列へ御方と後徳川家  
より其後越ハ石北ハ兼事一由底平庵はハ程其言夜見  
次兼兼の者二十五人討死仕法解死人二十一人申すハ下りも  
那ハ大藏部事と切腹は其言申すハへり活て那ハハ  
二十二人の者急討り其兼二十五百石申すハ大藏部兼兼ハ内  
ありとも又一族の内如とも一人申すハ兼二百石の者と切腹



言はば死すべしとて死去の者其の妻子細持致させしむる  
使て大業の命も不及り芳秀吉公へまじしむる曰是は徳川  
家より<sup>ナリ</sup>徳川家未自身と成りしむる名は笑ふ徳川大業  
次男七郎と交り不<sup>ハ</sup>咄<sup>ル</sup>不<sup>ル</sup>後<sup>ハ</sup>は夜<sup>ハ</sup>二列<sup>ノ</sup>光<sup>ノ</sup>一場<sup>ハ</sup>皆<sup>ハ</sup>以  
前後<sup>ハ</sup>を方丈大業不<sup>ハ</sup>ぬ<sup>ハ</sup>扱<sup>ハ</sup>大業が浦<sup>ノ</sup>友<sup>ハ</sup>海<sup>ノ</sup>波<sup>ハ</sup>を中<sup>ハ</sup>に方  
実母<sup>ハ</sup>八歳<sup>ハ</sup>七<sup>ハ</sup>姉<sup>ハ</sup>に縁<sup>ハ</sup>あり起<sup>リ</sup>たる事<sup>ハ</sup>それ七<sup>ハ</sup>郎<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>父<sup>ハ</sup>の右  
代心徳川家よりぬれく<sup>ハ</sup>の親<sup>ハ</sup>を方<sup>ハ</sup>知<sup>ハ</sup>り高<sup>ハ</sup>子<sup>ハ</sup>も右<sup>ハ</sup>在<sup>ハ</sup>時<sup>ハ</sup>良  
お来<sup>ハ</sup>り不及<sup>ハ</sup>是<sup>ハ</sup>非<sup>ハ</sup>七<sup>ハ</sup>郎<sup>ハ</sup>も切<sup>ハ</sup>腹<sup>ハ</sup>で<sup>ハ</sup>身<sup>ハ</sup>はけ<sup>ハ</sup>け<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>後<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>この<sup>ハ</sup>果  
急<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>別<sup>ハ</sup>堀<sup>ハ</sup>尾<sup>ハ</sup>帯<sup>ハ</sup>刀<sup>ハ</sup>へ<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>れ<sup>ハ</sup>け<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>血<sup>ハ</sup>口<sup>ハ</sup>切<sup>ハ</sup>腹<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>抄<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>南<sup>ハ</sup>光<sup>ハ</sup>防  
天<sup>ハ</sup>海<sup>ハ</sup>上<sup>ハ</sup>敷<sup>ハ</sup>山<sup>ハ</sup>小<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>入<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>す<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>也  
一後<sup>ハ</sup>水<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>徳川大<sup>ハ</sup>徳<sup>ハ</sup>院<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>云  
是<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>云<sup>ハ</sup>徳<sup>ハ</sup>山<sup>ハ</sup>へ<sup>ハ</sup>ま<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>し  
これ<sup>ハ</sup>徳<sup>ハ</sup>川<sup>ハ</sup>家<sup>ハ</sup>へ<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>緒<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>右<sup>ハ</sup>七<sup>ハ</sup>郎<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>  
大<sup>ハ</sup>徳<sup>ハ</sup>院<sup>ハ</sup>に<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>清<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>つ<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>也<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>云<sup>ハ</sup>ふ<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>也  
思<sup>ハ</sup>ふ<sup>ハ</sup>に<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>双<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>名<sup>ハ</sup>柄<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>九<sup>ハ</sup>斗<sup>ハ</sup>く

七<sup>ハ</sup>郎<sup>ハ</sup>死去<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>つ<sup>ハ</sup>実<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>秀<sup>ハ</sup>吉<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>座<sup>ハ</sup>意<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>う<sup>ハ</sup>へ<sup>ハ</sup>け<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>徳<sup>ハ</sup>川  
家<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>石<sup>ハ</sup>和<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>一<sup>ハ</sup>つ<sup>ハ</sup>に<sup>ハ</sup>先<sup>ハ</sup>角<sup>ハ</sup>先<sup>ハ</sup>徳<sup>ハ</sup>川<sup>ハ</sup>家<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>大<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>及<sup>ハ</sup>し  
其<sup>ハ</sup>附<sup>ハ</sup>に<sup>ハ</sup>左<sup>ハ</sup>子<sup>ハ</sup>速<sup>ハ</sup>ふ<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>中<sup>ハ</sup>に<sup>ハ</sup>是<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>親<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>今<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>七<sup>ハ</sup>郎<sup>ハ</sup>及  
切<sup>ハ</sup>腹<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>依<sup>ハ</sup>由<sup>ハ</sup>柄<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>た<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>親<sup>ハ</sup>在<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>お<sup>ハ</sup>成<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>親<sup>ハ</sup>へ<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>た<sup>ハ</sup>と  
別<sup>ハ</sup>才<sup>ハ</sup>子<sup>ハ</sup>小<sup>ハ</sup>波<sup>ハ</sup>お<sup>ハ</sup>家<sup>ハ</sup>で<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>徳<sup>ハ</sup>川<sup>ハ</sup>家<sup>ハ</sup>三<sup>ハ</sup>十<sup>ハ</sup>八<sup>ハ</sup>人<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>者<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>言<sup>ハ</sup>控<sup>ハ</sup>と  
弟<sup>ハ</sup>せ<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>是<sup>ハ</sup>非<sup>ハ</sup>ふ<sup>ハ</sup>け<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>れ<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>し<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>す<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>也  
之<sup>ハ</sup>秀<sup>ハ</sup>吉<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>伴<sup>ハ</sup>に<sup>ハ</sup>け<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>け<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>少<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>親<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>毎<sup>ハ</sup>日<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>座<sup>ハ</sup>に  
お<sup>ハ</sup>付<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>座<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>座<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>言<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>よく<sup>ハ</sup>あり  
あり<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>親<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>座<sup>ハ</sup>に<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>座<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>捨<sup>ハ</sup>又<sup>ハ</sup>人<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>者<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>妻<sup>ハ</sup>子<sup>ハ</sup>小<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>出<sup>ハ</sup>す<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>也  
は<sup>ハ</sup>波<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>ぬ<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>し<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>思<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>邪<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>思<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>れ<sup>ハ</sup>し<sup>ハ</sup>私<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>親<sup>ハ</sup>也<sup>ハ</sup>  
弟<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>座<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>座<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>別<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>毎<sup>ハ</sup>日<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>座<sup>ハ</sup>に<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>座<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>お<sup>ハ</sup>付<sup>ハ</sup>

南光防の三羽へ  
大徳院の三羽へ

又京師へより候へりしとらふらふ十七所事とて後（後公と名は別か  
 那為政より此の（名を公）後公の（名）を公に別か  
の時還信して彼方半封死と  
 右の邊事（蘇我）  
 六由構なく水置城を乃石えと邊よりい初を前後右坊の編  
 も者しく地をとさしとせらる由とて百日内門の（何れ内門）出免  
 の後公は彼にけ方と方事一漢しとて（蘇我）の地川後より  
 西向きに編あく有く（何れ方より）不障に振ると内室の由を  
 之信し（何れ方より）蘇我を（何れ内門）礼を（何れ）の由事ふて取  
 水をあね（何れ）一人是邊とて蘇我の徳川（何れ）と（何れ）下事  
 の由を（何れ）とて（何れ）勿論に方より（何れ）二十所由使（何れ）水  
 返礼の由言（何れ）教く（何れ）右の（何れ）は（何れ）一件（何れ）為（何れ）之

伏見御城御禮初夜紀事

天正十八年小田原の水邊を（何れ）（何れ）のひて後大岡秀吉と  
 天下と（何れ）統し（何れ）應仁より礼し（何れ）代を治（何れ）武威（何れ）天下（何れ）ふ（何れ）か（何れ）や（何れ）き（何れ）候（何れ）ふ  
 或時法士（何れ）ふ（何れ）向て（何れ）信（何れ）より（何れ）應仁（何れ）より（何れ）以来（何れ）一日も（何れ）天下（何れ）穩（何れ）め（何れ）ず（何れ）候（何れ）ふ  
 此（何れ）是（何れ）を（何れ）重（何れ）し（何れ）新（何れ）か（何れ）し（何れ）初（何れ）と（何れ）事（何れ）を（何れ）平（何れ）定（何れ）め（何れ）る（何れ）事（何れ）は（何れ）蘇（何れ）我（何れ）の  
 仁徳（何れ）の（何れ）智（何れ）徳（何れ）り（何れ）武（何れ）徳（何れ）り（何れ）何（何れ）ふ（何れ）より（何れ）て（何れ）治（何れ）り（何れ）し（何れ）（何れ）何（何れ）れ（何れ）候（何れ）ふ（何れ）念（何れ）を（何れ）し（何れ）し（何れ）  
 此（何れ）と（何れ）し（何れ）意（何れ）之（何れ）何（何れ）れ（何れ）候（何れ）ふ（何れ）面（何れ）を（何れ）見（何れ）合（何れ）く（何れ）一（何れ）言（何れ）中（何れ）に（何れ）の（何れ）事（何れ）は（何れ）亦（何れ）不（何れ）淺（何れ）也  
 彈正忠吉（何れ）改（何れ）む（何れ）こ（何れ）む（何れ）中（何れ）し（何れ）る（何れ）ハ（何れ）乞（何れ）利（何れ）若（何れ）の（何れ）武（何れ）徳（何れ）に（何れ）依（何れ）て  
 天下（何れ）平（何れ）定（何れ）む（何れ）と（何れ）中（何れ）し（何れ）り（何れ）ハ（何れ）法（何れ）士（何れ）一（何れ）同（何れ）小（何れ）水（何れ）改（何れ）り（何れ）し（何れ）り（何れ）か（何れ）し（何れ）  
 上（何れ）賀（何れ）し（何れ）（何れ）名（何れ）を（何れ）考（何れ）む（何れ）不（何れ）斜（何れ）也（何れ）收（何れ）暮（何れ）の（何れ）夕（何れ）と（何れ）い（何れ）せ（何れ）給（何れ）ふ（何れ）時（何れ）ふ  
 水（何れ）又（何れ）改（何れ）り（何れ）中（何れ）し（何れ）る（何れ）ハ（何れ）信（何れ）じて（何れ）在（何れ）改（何れ）小（何れ）水（何れ）改（何れ）り（何れ）し（何れ）り（何れ）か（何れ）し（何れ）  
 州  
 州

元武徳とつて代と治へく武田信玄本居徳信等  
治中とて今既礼極りて自然と治不入時其徳  
君の武徳ふらん武但め智日向ち信忠を殺し  
と君との敵とて一ゆひ初とて治りしもの何そ公の  
武徳とて治中とて若くして中より秀吉を其  
不與之如水の中一不き事あれり礼儀とて入り  
而礼へけは後家目進りてわら事一其用とて出り  
何事とも返致し

如水秀吉と恨む事一ゆひあは、其意とて軍  
秀く秀吉の師範とて礼儀一一人一運  
方也といふも豊後中津より七万石と移る軍

小房く用ひ給ふ事一か一既小園寺系の家  
居自守ありて西面より切て是り中より  
小つんとおのひ一小石田あり七し給ふと後  
日子息とておのひとて一右園の由目とて  
と人くりて一せ自らの山分とて一ゆひ大  
れ一あらん

一天正十九年ハ文徳天正八年の以漢地本政とて  
名ハ明年正月徳初とて一細川康政とて各後  
諸家の記録書係と考へ徳初の日限とて一と事とて  
日記と考ゆ年正月二日とて一統新春の由  
其後の初とて一番秀吉とて一政事申納とて

信々今春秀秋に水大を解て後信平の才不<sub>レ</sub>加友之斗既  
法正と云は修む

け法正の父は為法に所友なるこの幕下加友法正  
の嫡子之法忠死して後け法正に業荒く物と不<sub>レ</sub>善き  
木下友孝と  
下たること母子ともは抱育て君臣月毎に秀吉の母  
不<sub>レ</sub>由縁有る故に法正臨陣陣の時福光寺樂名寺  
の在りて虎磨子方子強くともは邪不<sub>レ</sub>責後へ  
振ふく備せ、氏に責あるに指ゆらるる而も法正初陣  
小下け福光寺樂名寺と責め給へし、志加とゆらる  
後天正十八年互別並山の城に小田原法忠も之小田原中  
小下け如縁有るに是陣陣に氏に責後へし振ふ

かりし事と考へて十奇の法正並山と云友押へく  
氏宗と初りしは縁に小田原法忠と又奥別九の戸の  
子撫光角も思量人小下けしと云は是

一由信初の由事平、武長小下けて一番にけ法正と云は信平の  
法正難くも存に武に面目もさしと云はとも切を法正深き  
よ及人かし、本政と一番の法正は信平のしと云は  
本政是と云は加友友の痛入るるを業何して自らもをえ  
小下及やむし、八幡友之の戦小下信の在り日くそ  
在席と云は是ら今津前より信平のしと云は是ら信平  
へしと云はたふ小下信のありしと云は秀吉を少長何進も  
をあり信平のしと云は友人の陣中よと云はと云は節のし

當時藤生氏は中より武臣の初代と云ふに細川  
兼中もつれを成しぬ智光秀謀達の時け大奥光秀り  
兼中も我小一味一のりふ兼中ちやハキ云はれら  
兼中子のり一有故小兼中疑ひありとのと云はれ  
るの謀と云はれぬもまふに迫く信長より兼中を  
亡すれ給はん板子の文と云ふてのり信長が死に我中  
信長を對して若ら懐か一主君合ら引ん事信長  
及ぶ兼中一くけ兼中上及板板もたも何れも忽  
此身の上へう一不詮家ホウぬぬり一して居る  
一とて云はれをたりたりを時忠信の明智ハ  
討建信長の一統の天下ぬる君播列一玉の玉の  
て

下書は是忠奥のふりして天下と相給ふれは  
忠奥より君への右長類か一と云ふれハ一在兼中  
成て何事も近敷く

忠奥と光秀兼中賢の中ハあり事ぬれと大御ハ  
親と移らしふ事と云はれり一御意

一文禄元年正月二日由濃初の由濃城才一光秀次ハ才二  
波阜申納云秀信は物ふ加賀大納云利家ハ列士と  
見給へけ親武の列書ハ誰人の板ありやと云  
まら石田三成信長が補ハか某取りて列書信長ハ  
利家津前へあか秀信ハ才二と云はれり  
上意小云ふ事一ぬる秀次ハ取留之後ハ家の事ぬれ

んとあれ中一兵ふり後くわりの水意之成例より如  
 なく利あり劣遠ゆく中より事と申す水戸録右乃  
 書付く遊々之意之利家と申す振とあく御前と云  
 て御前腹痛仕るより退かせんと有る内府家康  
 公之是と申候有る今暫く書生あれとて秀吉公へ  
 云候より、折右衛門波平中納言秀信公の水後見  
 柿小巻へ信とて進世の人となさるんとあれと云  
 穂小治りたり只今利家の中も秀信と自ら申す中納言  
 君の水為清代古久しく人の心とあはれとて君意不  
 可成秀次公の上小女御と云はるる秀信と申す此  
 可成秀次公の上小女御と云はるる秀信と申す此

水戸事一水は也は信公て表向ふて、秀次公初年申す、  
 と云候より、秀吉公を公と云ふ申す也、  
 門水大老水戸お所長長初と初夜後北隔年お水  
 たしと事一定し水戸初のは編と云ふは、  
 同首首尾好調て申す、  
 今も水戸下小人大衆をいふ、  
 後より何れも切つけ、  
 忠告一水戸へいふ、  
 此は業と不知是事と云ふ、  
 一羽五日石田三成を討つ、  
 大乳水戸初之夜あはれ、

一 後より増田右衛門尉長政等よりつとむるにむすねの孫を  
子にいと喜ぶに存するものと為りてあつたに詮決と成りし今事  
漸く誰と目當たりし不承判ともなく只詮決の旨を  
まふしとえ(將とぬく)しもの仕業のしるべき  
中よりしと理ふ當りなりあつて成威院の人と  
あつたりし誰彼らもみとるもの多かりし事人  
遠と部斗さく志めて詮決となく先をたのめし  
し

一 石田三成父隠岐守初代通に石田村の百姓佐倉  
とふ惣領某後重氏日村の月おき子おき次男在三藏の  
光の寺とふ寺へ小僧をよむを後代佐倉の隠岐

一 して田畑ゆはるしとく日村の月百姓の娘と娘共  
ひ後代をと一法ふして家業を譲るんと相詮決結  
し一まに海海せしと或時秀吉公の折しと光の寺  
休息下り寺に身をよめたる後代師と改て修く立  
身して治部少輔ととえなりし内之威院日小僧  
一 左長辰く立身して治部少輔と成り後代名身の  
娘の親に治部少輔とありし河入とと存娘と和子  
不嫁使直と治部少輔とありし日村小僧とと百姓  
左娘の親と志ししとありし事小僧連てと父と娘と  
向てし振振しと立身ならし果報はしとありし左長辰  
當時立身しと治部少輔治部少輔と成りて後代とあり

母の者とか——何とてかくうらうらうとして若狭守を  
う等もねくはしと云はれぬ娘の父は極く出陣のとき家  
嫁もろく悪量も人小指れぬかより娘由貴成由貴  
多の故を依ふ事一及(約束)結納をなせし事一何  
方へも悪へは振ふ——何とれみ給へと涙と古小指の指  
皮もつけ我事一治政の補及の形も悪き事あるものも  
志し——と昔へはれと夫より旅支度して京都へお  
石田の形へ系彼娘の親親おて出陣の大友極彼娘と  
貴いひは結納をなす下り今幸二子系お作り大切  
お生府人よとるも片断中へ出陣と下り振と妾細書  
行と中へ今う二はは極く極くいひは極く事なりと

いとも夫の系元夫の時の事——今又太極をなして百姓と  
縁組をなれ極もか——金子をききおきかて何方へもお  
悪し縁守と今金子と右の依れ事一お語り依れ事一全  
子とわうへ娘の親お向て極くの依れ極くお金子と  
法先お向——お自分へは金子おて事——お金子と  
縁ふ——と金子と極くお金子と娘の父の曰はれお金子と  
事——中——金子と極く極くお金子と極くお金子と  
金子と極くお金子と極くお金子と極くお金子と極くお  
依れ事一お金子と極くお金子と極くお金子と極くお金子と  
お——おの極くお金子と極くお金子と極くお金子と極くお  
おとたお金子と極くお金子と極くお金子と極くお金子と



誰成とも武士の妻女ゆして家も送るへ一なるも  
何のいふ事か——と常一後依在志のつれり是のいふ事  
遠之けりしより家初形は後梅と常不波——と  
小舟の大成極見立出といふは嫁にふと初婚の親  
よりハ水舟上向布る儼くは之宛まるとも是のいふ事極の  
思量も未だ母——と常存の約束中の極を教へおけは  
指を指はけ方よりありとハいつとては捨重とを極能り  
くは情の事と成ると中むつ——と中めては成る言  
後——左極も何のいふ事か川を渡る——と常一昨夜の娘  
と常一もまきと中後依在志の大き小悦ひとて不へゆり  
娘と妹父母——と中守せよと支度とて常一は是の極

是ハ心とふ家もふは之へ一慮謝礼と——は入大折の事  
おてか——と自惚き——と父依在志の口を——と常  
の屋敷(夜は是を長物か——と後言ふは極へは是  
母の父依在志の——酒かと梅と追ら笑依の送りものとも  
極——と常存の約束ありと常一は極へは——と常一は  
所せり

一右の母娘と右田——と常一は後依在志と常一は親  
えりし女と常一は是の事か——と常一は又い依在志の相  
決——と依在志の親類の内か——と常一は是の事か——  
常一は——と常一は是の事か——と常一は是の事か——  
方の奥の方(常一は是の事か——と常一は是の事か——  
極とては是の事か——と常一は是の事か——

すか——お右の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて  
お右とてうん病の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて  
お右とてうん病の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて  
お右とてうん病の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて  
お右とてうん病の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて  
お右とてうん病の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて

いと白くせりや入れば石田の女お祝病氣とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて  
お右とてうん病の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて  
お右とてうん病の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて  
お右とてうん病の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて  
お右とてうん病の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて  
お右とてうん病の女お祝病氣とてうん病の暇とて  
宿りぬお右の糸に違ふ——て彼宿りしとて

の事一有る納の事と入り付り喜向わてゝささうれを  
ふおはる安公寺の塔中の門ふ葬し一由をうくふふ  
て三か八奥へいりれぬ依在寺の亂とも安公寺の  
ととれぬと有る人葬し一事一守日百日の中やを  
なしと信し中依在寺にて政柄をかく早く上野の  
石田村へ海軍の親へ有る次中と妻友中ゆけし一命と  
限る不測状と種のおしへおれりし一と母は是と  
てこととも友り悲しやと外まらひてあきさけは  
とつてし連ぬ有る父と流し一は信ふ族した  
らりく志り一命をとりとめて親らともめえ来け  
方の款をとりおせし一も一返りり入て金子揚りし

時はゆくは舞へ何事か一牛ハ牛ハ馬は馬は  
ふり大志を舞ふせんとして達と親し一はけ方の信り一  
中くおお意の方へ縁組あるか一こ一ふせんといやう  
まると親し一有りたて殺されしもの何の方より  
中殺されしものもみと深るる一はけ方の款を  
便や娘をい親り殺し一は親を必くけし又親立て  
石田後中より職の事あれは下役人と具負し一  
あはれりやして一山と七廻り一御今と成て友は  
依在寺の友らあはしと水あ物なりは事一必由は用と  
とたしやりりりしと長は依在寺の無き事なりと  
そはと立寄ふゆりけ夜の事一偏ふ一極むとい

身を控へられしは方と有るはれしは娘の父の如く  
石田政権威の如きいりなり也たるとして人々の新義を  
あつんと那斗不修生とくしてはけうとてはたす  
一とと妻子おとこの目にて喉乞して始終の事と  
妾細小書記一と村の光助寺といふ善提正の如き  
切自滅しりるをむらんて有り右の書面を比政と  
一揆使と法死骸の寺めてお納めしとて  
一佐左衛門書面石田之成右と娘と毒かひしとて  
事前後始終妾妾書面有り一物もなすは威を比  
権勢の人の事なれは肉控めてゆはるかく佐左衛門人  
むし死ありしれは事初那の如きは小如て石田平

入右田いりありしてはし事とれし方ゆらんともて却在波  
しりるなりしとて以新義の女毎の病氣とて一日は冬  
佐左衛門末右衛門の事毒何れともてはけしとてしりる  
け女佐左衛門の如くのものありしとてしりるしと右の如き  
病氣使しとて妾妾(向)けしとて捕(入)殿  
控(四)せしとて妾細小白状を石田を控してしては切  
捨てさせ法人しとて石田死罪中なりしとてしりるし  
奴物も小け女の才右衛門の表坊と勤指たりしとて  
と取りはる骨をひいて川一石田及れ小妾親類の如き  
と自殺し又嫡と殺されきり姉の如きれは成とてしり  
然人といけはしりしと右左衛門初之夜はのりし事

治部少輔一人遊り——と好むのいと後より切りけし物違  
主時急しおりのいなり事坊主のよきる短き根指す  
以て心河をそく切せし取切りの歌お保く切事とかく  
主内是りと怪しき丸まを場とふけのいぬる丸雅住業  
ともしる知し事附ぬけ坊主各の之智といひ多或時  
侍奉の坊主とも集り酒の酔たをれてあひくふ  
いぬくの事とてつて控ひし申お叔とさやし水徳初  
夜石田とのとい何者か切せしは方とやうとさやふ藤忍  
あり事くと物指しける之智例は外して二寐入るるう  
はくのぬふ何まに我師のかう記丸お切せしを耐る意あ  
事やふ不をそふし意無き——と云ふる又よやくし

寝入人くきつひ小龍を見合ふのぬふい給ししてや  
ぬと伴小石田治部少輔方へお安くお入の坊主あり好事  
とゆかか——とると相違物よく右に返とさきとせし成候  
能くそ志くもたうとに時おの智くし入とさきし右捕房  
りふふ之智えようあつとをそと始終の事と白状しと本  
意と不達事しは意お坊主我智のそくぬは方せよの運の  
強きとつり板もか——と或いいう或は怪てそ後三言と  
りし治部少輔さう水徳初の夜私へ切せしけしもの敷本  
少くの根指お保はまお伊と何ふ死罪りけしもの事や  
事附せりあふのな何は者し——と年へ水徳初りて  
治部少輔小わら丸右と遊し之智はまお何ひて事附とふ

一文派二年 秀吉公より秀次公に改事一古ゆつと秀吉公ハ  
元子長士と河の丸なる日年六月小加茂川で水原の池  
極小水成る法大石と水成之石田治部少輔病氣をておまか  
は如今目の水極音利くおも使はらくお仕はたはと水例元  
をいふ位をいれおしめて水成の池よりお仕のおくをを  
て自滅して死ししし 他長馬の子お知しし  
この程依長馬の事 治部少輔非なる事起り自殺  
しきれは治部少輔と一をりうらんといふを治部少輔  
おと何へとも時長馬 今朝よりなるくめの年お  
紛き長しりり ねは石田治部馬とておておてお  
他物を石田のいししと知むいしお末父お牙のいし

有し 女の事お身お振く の込めて自害し 果す  
父の敵くおり立ててお身お掃負あれし中をり三歳迄と  
お腹藉との討ちまて引遠いお控ておへお末父のい  
おしと進する石田の家来押入しを殺ししおり  
お腹の自利のと名をて切立し 六歳迄お捨入  
切きとし 中お蒲生海軍の子年人銀術の自利を  
非討ちしと討てくお身 掃負くしししお依  
踏込ておたりお年人大おおお切殺ししおをいし  
お討ちししとるし 石田の家来四方 逃殺のいしお  
大おお捕くめの人数大おおおおおおおおお  
西へお後おおししおおおおおおおおお

逐一小中井の事ハ根不取御成先々の根藉大罪  
あり根藉と申すや一々根不取の事ハ是ハ先角依物記  
類と云く石田の身の上は後く是類依物記  
光人く役人中一治部補の仕度にて誰と云  
くと許伏一更一きり一と

一依不後類に捕らふ事と云を教ふる迄く小中井不取  
おれと云ふと云く是兒續おれハ別室へ合不取事  
家康との申すは御お身法親おと一統不中別依物記  
と云く大次郎と云ふ事と云く是味を御お身と云く中  
列に一由おと云く右加茂川と云く由の言の根藉大  
の事と云く石田治部補父の別計のり云く一と

先中根せれとの由治部平の扱ふは地とも根の事と云  
く是夫との事お身と云く是中不身以後の事と云く是後  
を云くは是ふと云く是と云く是相済は由り是家康と云  
く是成先は以後の事と云く是是の事一由の扱ふは地とも  
之殺ハ各別根藉と云く是類と云く是是は是終不取  
を云く是放ふと云く是と云く是治部平の扱ふは地とも  
由一石田三麻呂家康大抵死人と云く是不爾生年人と云  
く是討ふハ死罪と云く是供たはぬ事と云く是捨置はり御成と云  
く是是地の方あり一私家来ともお身と云く是是事  
おくお済中の由一是後日の事と云く是是の由あり  
申すお身と云く是是と云く是是と云く是是と云く

と云

は少くも一途の根拠と申すべし親の敵打の中系縁  
親類の中遠くいよいよ善細は石守石守は親のき  
討の面おもといひ古俗といひ建久は六月十日首家  
足中実父のうら起る友結縁と討ね軍れ知の寝而へ  
切入しし時宗斗と死罪またへゆらんといひい  
種之是を以て考へてきよ根拠下知有しし事と改  
道直根小貴度と存案は中といひ各事は以て職の改  
目之系末も大意の中不意にて改事少存案方しは  
貴友と申しし事とあるは後へ申すお所者の付おけし  
親類の如く大納言中合右根拠との一件再吟味改  
石田家系長死のものといひ「喧嘩お改改の乃理当人

死罪の伏在と根拠(水守)の事一兆れと申す人再誣  
啼しと申す根拠事元お事せは各事申すおけし申す也と依  
御意申すしは石田はとあるありは貴友と申す

内府はこれに記の南前をれは罪と根拠の君子乃仁也とい  
ふはいし事しと申すは貴友と申すは内府と申す  
善細と申すは一在苗人依ふ事一死罪とも御意を  
は信守お事子に不違致る京極松里四方能御世用と申す  
貴友の親類(水守)一備小貴友の仁徳と申す  
おら乞小類しと申す事と申すは石田と  
法人信し内府家康公の仁徳は御伏せりとの多く  
秀吉公薨去し後、頼山陽田邦曲の如き一実也

しんぞ



弟天坂の単徳大名 藤原公(心)とうもももあつた仁徳  
あて天下治世 沖代若人の志る一仁徳とよか主人の施



事乃才 小ふうけさう一百姓とくめ五箇とほく  
のまうく小一てよと悉く振ふ若人の志る

*[Faint, mostly illegible handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*

